

企画提案公募型事業者選定実施要領

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務委託

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ・ 募集告知 | 令和8年9月15日（火） |
| ・ 参加表明書等提出期限及び質問受付期限 | 令和8年10月6日（火）午後3時 |
| ・ 応募資格審査結果通知及び質問に対する回答 | 令和8年10月13日（火）（予定） |
| ・ 企画提案書等提出期限 | 令和8年10月20日（火）午後3時 |
| ・ 応募者確定通知及びヒアリング実施通知 | 令和8年10月26日（月）（予定） |
| ※現地調査の実施 | 令和8年11月上旬（予定） |
| ※ヒアリング審査の実施 | 令和8年11月中旬（予定） |
| ・ 選定結果通知予定日 | 令和8年12月下旬（予定） |
| ・ 契約締結予定時期 | 令和9年4月（予定） |

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

少子化や核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化している。孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しており、多様な居場所づくりに取り組むことが求められている。区は、子どもと子育て家庭を取り巻く福祉的課題や多様なニーズへの対応を図るため、令和6年3月に「中野区児童館運営・整備推進計画」を策定した。

同計画に基づき、令和7年度から、乳幼児親子のニーズへの対応を図るため、それまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、民間活力を活用し、乳幼児親子を対象とした事業を特色とした運営を行う「乳幼児機能強化型児童館」となる児童館の委託を開始した。

なお、区立学童クラブについては、利用時間の延長など学童クラブ事業の充実を図るため、従来から全クラブとも業務委託による運営を行っている。

本公募は、このたび新規に委託を行う文園児童館及びその併設学童クラブについて、企画提案公募型事業者選定の方法により、運営能力や信頼性及び参考見積価格等を総合的に評価することにより、効率的で質の高いサービスを提供できる運営事業者を選定する。

2 委託内容

中野区立文園児童館及び桃園第二学童クラブ運営業務委託
(詳細は、別添仕様書のとおり)

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※本業務委託契約は、単年度の契約とするが、その履行状況が良好であると区が判断した場合は、次年度以降についても契約を更新する場合がある。

※最大4回まで更新を可能とする場合があるが、今後の施設計画により、更新回数が限定されることがある。

4 本件で委託する児童館及び併設学童クラブ

中野区立文園児童館及び桃園第二学童クラブ：中野区中野6-10-6

※施設の概要及び図面は資料1～資料2のとおり

5 委託料

(1) 委託料の参考基準価格は下表のとおりとする。

人件費	管理・運営費	参考基準価格※
52,142,000円	16,705,000円	68,847,000円

※消費税非課税

※委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※参考基準価格とは、委託経費の概算見積額をいう。令和9年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和9年度の予算が確定した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。

※本事業は令和9年度一般会計予算に計上予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、契約を行わない場合がある。

※放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を指す。）は、上記委託料に含めること。

(2) 特別支援の加算措置

業務委託契約にあたっては、特別な支援が必要な学童クラブ利用児童の在籍状況に応じて、次表のとおりその対応のために必要となる専任児童指導員配置加算を行う。

参考基準価格（消費税非課税）		
児童指導員1人につき	月額	177,000円

(3) 授業のない土曜日や学校休業日等における早朝開設に係る経費加算措置

授業のない土曜日や学校休業日等において、午前7時30分から午前8時までの時間帯に開設を行った場合は、当該開設日数に応じて、以下のとおり人件費を支払う。

参考基準価格（消費税非課税）		
1施設につき	日額	4,400円

(4) 学童クラブ事業にかかる放課後児童支援員等処遇改善事業（放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を指す。）は、別途加算とする。

(5) 文園児童館において実施する学校・地域連携事業「プレキッズ桃二」については、本業務委託の対象外の事業とする。ただし、同事業における令和9年度の利用児童の見守り業務については、本件受託者への委託を別途予定しているため（上記（1）委託料の対象外）、事業者選定への参加希望者はあらかじめその旨を念頭に置くこと（同事業の令和8年度下半期の仕様書等は別添の参考1を参照のこと）。

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合又は応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

(1) 令和8年4月1日現在、東京都内又は近隣県（埼玉、千葉、神奈川）内において児童福祉法第40条に規定する児童館及び学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を直接受託し運営しており、かつ、東京都内又は近隣県（埼玉、千葉、神奈川）内において前記事業について直接受託し1年以上の運営実績があること。

※児童館と学童クラブが併設していない場合も可。

※児童館の契約と学童クラブの契約は別契約でも可。

※受託実績を証する契約書の写し等の書類を添付すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (4) 中野区競争入札参加資格有資格者指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合は失格とする。
- (5) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) ISO27001 またはプライバシーマーク認証を取得していること。もしくは、左記認証を取得していない場合は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下ア～エの項目について事業者が自らのホームページ等において公表していること。
- ア 利用目的に関すること
 - イ 安全管理措置に関すること
 - ウ 第三者提供に関すること
 - エ 開示に関すること（問い合わせ窓口の情報含む）

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、下表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）	書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	① 参加表明書	様式1号	PDFファイルを電子添付	令和8年10月6日 (火) 午後3時
		② 事業者申告書	様式2号		
		③ 業務実績等調査票	様式3号		
		④ ISO27001 またはプライバシーマーク認証の写し			
		⑤ 「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項に関する誓約書及び公表事項（④が無い場合のみ）	左記誓約書		
	任意	※ 質問書（ある場合のみ）	質問書様式	Excelファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	⑥ 参加申込書	様式4号	PDFファイルを電子添付	令和8年10月20日 (火) 午後3時
		⑦ 企画提案書（表紙・本文）	様式5号		
		⑧ 見積書	様式6号		
		⑨ 見積額の内訳	様式任意		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出すること。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類PDF添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和8年9月15日（火）

～令和8年10月6日（火）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のPDFファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和8年10月20日（火）午後3時必着

(3) 注意事項

ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ 受付期間中に電子申請サービス（L o G o フォーム）にて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、中野区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、中野区指定の標準約款を使用する。

キ 本案件は中野区公契約条例適用対象となる予定である。同条例並びに同施行規則を遵守すること。その他詳細については、中野区ホームページ「中野区公契約条例について」に掲載している手引き等を参照すること。なお、令和9年度の労働報酬下限額は決定していないため、今年度の労働報酬下限額1,510円を参考に、金額の変更があることを前提に、見積書を作成すること。提示された見積金額を後から変更することはできない。

(4) 企画提案書作成上の注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何にかかわらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、又はそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む)。なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

上記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス(L o g o フォーム)により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況の中野区で確認する。

応募資格審査結果は、令和8年10月13日(火)までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、中野区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。応募資格審査結果通知予定日の翌営業日までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課へ連絡(電話：03-3228-8903)すること。

ウ 上記アの通知後、電子申請サービス(L o g o フォーム)により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を中野区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和8年10月26日(月)までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、中野区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法(質問がある場合のみ)

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前記「7(2)ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス(L o G o フォーム)に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接問い合わせること。

(2) 質問期間

令和8年9月15日(火)から令和8年10月6日(火)午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答を取りまとめた上で、令和8年10月13日(火)までに、前記「7(5)ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 現地見学の申込み

現地の見学を希望する参加事業者は、下記により申し込むこと。

(1) 申込み受付期間

令和8年9月15日（火）から令和8年9月24日（木）午後3時まで

(2) 申込み先及び申込み方法

ア 申込み先：中野区総務部契約課契約係

イ 電子メールアドレス：keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

ウ 申込み方法：希望日時、参加人数及び見学予定者の氏名（役職があれば役職名も）を明記し、電子メールにて送付すること。なお、電子メールの表題は「中野区立児童館見学希望（事業者名）」とする。

(3) 見学日時の指定

見学日時は、申込者ごとに令和8年9月18日（金）から令和8年9月30日（水）までの施設運営時間内において指定し、電子メールで通知する。

10 現地調査の実施

この事業者選定への参加事業者について、運営中の児童館及び学童クラブの現地調査を実施する。

具体的な日時、調査場所等については、参加申込書を受け付け後、別途調整する。

○実施予定日 令和8年11月上旬

11 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和8年10月26日（月）

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和8年11月中旬

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は上記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

12 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和8年12月下旬頃に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者から順に契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

前記「5 委託料」の見積額が参考基準価格を超えている場合のほか、前記「6 応募資格」の要件を満たさなくなった場合、または企画提案に係る書類審査（配点113点）において評価点合計が56点未満であるか、若しくは、指定項目（別表2「企画提案等による評価基準」の「評価項目詳細/評価の視点」欄に★印を付した18項目）について、評価点が1点未満の項目数が6項目以上のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 203点

① 技術力評価 176点				② 信頼性・社会性 8点	③ 価格点 19点
実績	運営状況	企画提案	ヒアリング		
6点	45点	113点	12点		

※ 価格点 = $95 \times (1 - \text{見積額} / 68,847,000 \text{円 (参考基準価格)})$
ただし、価格点上限は19点とする。

13 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット（東京電子自治体共同運営電子調達サービス）上にて公表する。

14 移行準備期間中の対応事項

(1) 現状等の把握

受託予定事業者（契約締結候補者）は、運営移行までの間、随時行う準備会議のほか、行事見学、学校や地域との協力関係の継続確保、地域状況の把握など、必要な準備に努めること。

(2) 説明会等への出席

受託予定事業者は、受託開始までの間、地域や保護者との説明会等に参加し、円滑に運営委託を開始できるように努めること。

(3) 準備委託契約に関する事

業務内容の移行が円滑に図れるよう、区と受託予定事業者間において、別途準備委託契約を以下のとおり予定している。

※選定の結果、引き続き現在の学童クラブ事業者が受託予定者となった場合、準備委託契約は行わない。

ア 委託内容

中野区立児童館及び併設学童クラブ運営業務準備委託
(詳細は参考2仕様書のとおり)

イ 委託期間

令和9年2月1日から令和9年3月31日まで

ウ 委託料（上限）

1,627,000円（消費税非課税）

※上記5(1)の委託料に上記委託料は含まない。

15 児童館及び併設学童クラブ運営にかかる委託開始後の区の業務

区は児童館及び併設学童クラブの施設を管理し、次の業務を行う。

- (1) 施設、付帯設備の維持管理
- (2) 学童クラブの利用申請等にかかる事務
- (3) 保育料の徴収等

16 その他

- (1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。
 - イ 提出書類の返還は行わない。
 - ウ 中野区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。
なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7 参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。
 - エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

17 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所 8 階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野 4 丁目 1 1 番 1 9 号

電 話 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp